

除染の方針について

平成 24 年 6 月
環 境 省

1. 除染の基本方針

放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針(平成 23 年 11 月 11 日閣議決定)に則り、国として責任をもって除染に取り組む。

- (1) 追加被ばく線量が 20mSv/年未満である地域については、長期的な目標として、追加被ばく線量が 1 mSv/年以下となることを目指す。
- (2) 追加被ばく線量が 20mSv/年以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す。ただし、線量が特に高い地域は長期的な取組が必要となることに留意。
- (3) 除染に伴い発生した除去土壌は、安全に収集・運搬、仮置き、その後、逐次、中間貯蔵施設に搬入する。

2. 当面 2 年間（平成 24 年度、25 年度）の除染の方針

特措法に基づく除染特別地域(平成 23 年 12 月 28 日環境大臣指定)の除染実施計画等に則って、放射線量に応じ適切に除染を実施する。その際、新技術も含めて現時点で合理的な範囲で利用可能と考えられる技術を駆使して除染を行う。また、引き続き、技術実証事業により新技術の開発の促進を図る。

- (1) 20mSv/年未満の地域：長期的に、追加被ばく線量が1 mSv/年以下となることを目指す。
- (2) 20～50mSv/年の地域：平成25年度内を目途に、住居等や農用地における空間線量が20mSv/年以下となることを目指す。

*なお、現時点の知見によれば、除染等の措置を講ずることにより、例えば、平成24年3月末時点の宅地の年間積算線量が平成26年3月末には、平均的に、50 mSv から概ね 17 mSv に、20 mSv から概ね 8 mSv に、10 mSv から概ね 5 mSv に、5 mSv から概ね 3 mSv に減少すると考えられる。

- (3) 50mSv/年超の地域：除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する。

3. 平成26年度以降の方針

長期的目標として追加被ばく線量が1 mSv/年以下となることを目指し、除染の結果について点検・評価して、対応方策について検討した上で、計画の見直しを行い、適切な措置を講じる。点検・評価においては、線量予測等を行うとともに、技術実証事業等による新技術の開発状況を踏まえる。

(参考) 国直轄で除染を実施する11市町村のうち、5市町村（田村市、南相馬市、檜葉町、川内村、飯舘村）について計画を策定済。3市町村（田村市、檜葉町、川内村）について具体的な除染事業発注を公示済。